

徳島県告示第四百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年八月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	
名称	所在地	旧	新	医療の種類	変更
医療法人樫水会	阿南市宝田町荒井二〇番地	玉真病院	阿南天満病院	阿南市宝田町荒井二〇番地	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）
					令和七年四月一日